

(写)

受 境 防 第 4 9 号  
令 和 5 年 9 月 2 9 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

境港市長 伊達 憲太郎

島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画変更に対する意見について (回答)

令和 5 年 8 月 8 日付第 202300149824 号で鳥取県知事から意見照会のあったことについて、次のとおり回答します。

貴職から、本市の意見を踏まえて、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第 6 条に基づく廃止措置計画変更に関する事前報告について中国電力株式会社への回答及び島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書に基づく島根県知事への意見提出をお願いします。

## 記

- 1 安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、廃止措置の全体計画及び原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第 2 段階）の廃止措置の実施に限り了解する。
- 2 廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、適切に実施すること。また、地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。  
特に、放射線管理区域内の設備の解体撤去作業については、汚染の程度に応じた適切な作業を行い、周辺環境はもとより、作業員（放射線業務従事者）の被ばく低減につなげること。  
万が一、人と環境に影響するおそれのある事故等が発生した場合は、安全協定に基づき、本市に速やかに報告するとともに、迅速かつ的確に対応し、その対応について本市の理解と協力を得るようにすること。また、廃止措置の実施に当たっては、地元企業を活用すること。
- 3 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第 2 段階）以降の廃止措置計画の変更に際しては、安全を第一義として慎重に検討するとともに、安全協定に基づきその都度本市と協議を行うこと。
- 4 廃止措置の実施状況及び廃止措置計画の変更について適宜、地域住民、本市に対してわかりやすく丁寧な説明を行うこと。

- 5 原子力安全においては事業者の役割が最も重要であることから、市民の安全を第一義とし、汚染状況の数値など専門的な情報についても、わかりやすく正確な情報提供に努めるとともに、設備面での対応だけでなく、度重なる不適切事案の再発防止のために、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。また、速やかに安全且つ確実に廃炉作業を終えること。
- 6 使用済燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って実効性のある処分を適正に行うこと。使用済燃料を搬出するまでの期間は安全に貯蔵すること。
- 7 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等については、責任をもって、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、放射能レベルに応じて適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。
- 8 除染に使用した化学薬品等や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について、周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- 9 原子力発電所周辺自治体においても、立地自治体と変わらず必要となる原子力防災対策に係る費用について、国による恒久的な財源措置を行うよう求めること。

#### <国に対する要請>

原子力発電所周辺自治体であっても、立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、防災対策に必要な経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場について、国の責任のもと早期に解決を図るとともに、核燃料サイクルの体制を速やかに確立させること。